

国籍法を 改正

昭和六十年一月一日から改正国籍法が施行され、一定の条件を備えている外国人は、法務大臣へ届け出る事によって日本の国籍を取得することができるようになりました。

この届け出によって日本の国籍を取得できる場合はいくつかありますが、改正国籍法施行前に日本人母から生まれた子の国籍取得の届け出は、特に改正国籍法の施行日から三年以内（昭和六十二年末まで）に限ってすることができます。

こととされています。この届け出をしようとする人は、早めに最寄りの法務局に相談するようにしてください。

この届け出により、国籍を取得できる条件及び届け出に必要な主な添付書類は、左表のとおりです。

① 国籍取得の届け出をするには、国籍の取得をしようとする人の住所を管轄する法務局・地方法務局またはその支局に、これらの書面を届書とともに提出します。取得しようとする人が十五歳以上のときは本人が、十五歳未満のときは親権者、後見人などの法定代理人が自ら法務局に出頭しなければなりません。

なお、届け出をする際は、次のことに注意してください。

① 国籍取得の届け出によって日本の国籍を取得したときは、それによって現在有している外国の国籍をその国の法律に

より当然失う場合があります。② 法務局で届け出が受け付けられた後は、届け出を取り下げることができません。

③ 届け出により日本の国籍を取得したときは、法律で定める日本人である父または母などの氏を称し、その戸籍に入ることになります。

④ 届け出によって日本の国籍を取得したときは、戸籍をつくるため、戸籍の届け出を市区町村長にしなければなりません。

⑤ 届け出によって日本の国籍を取得したことに伴い重国籍となった人は、法律の定める期限までにいずれかの国籍を選択しなければなりません。

〔市民課市民係〕

四国銀行 南国支店 大浦出張所

(市指定代理)
金融機関 取扱店舗に

市指定代理金融機関の取扱店舗として、新たに四国銀行南国支店大浦出張所が加わりました。市税の支払いなど、お気軽にご利用ください。なお、取り扱い開始日は十月十六日からです。

〔会計課〕

条 件	添 付 書 類
1. 昭和40年1月1日から昭和59年12月31日までに生まれたこと	(1) 出生届の記載事項証明書、出生証明書、分娩の事実を記載した母子健康手帳など
2. 日本国民であったことがないこと	(2) 日本の国籍を取得しようとする人の出生時から現在までの母の戸(除)籍謄本(母が死亡しているときは、その死亡時までのもの)
3. 出生のときに母が日本国民であったこと	(3) 外国の方式により父母が婚姻し、その婚姻が母の戸籍に記載されていない場合は、婚姻を証する書面
4. 母が現に(または死亡のときに)日本国民であること	

「考えて！ 僕らが育つ環境を」

—10月11日～20日—

◆全国防犯運動◆

この運動は

「考えて 僕らが育つ環境を」と
「カギかけは 家族みんなの合言葉」

の2つを標語に

- ① 少年を取り巻く有害環境の浄化
- ② 侵入盗の防止

活動を推進します。子供たちを非行から守り、みなさんの大事な財産を守るために、あなたの周りをもう一度確認し、この運動へのご協力をお願いします。

南国地区防犯協議会
南国警察署

中央公民館サークル

華道・受講生を募集

市立中央公民館のサークルに新しく「華道」ができました。受講希望者は市立中央公民館(☎498)まで申し込んでください。

〈昼間の部〉

日時・毎月第1、2、3金曜日
午後1時半～3時半

場所・市立中央公民館
教授・岩谷実子氏(未生流)
会費・精華一カ月二千元
新華一カ月二千元

〈夜間の部〉

両方一カ月二千五百円
日時・毎月第1、2、3水曜日
午後7時～9時

場所・市立中央公民館
教授・池本豊子氏(真生流)
会費・一カ月二千元
○昼間の部、夜間の部とも材料代は別に必要です。
○花器は各自持参してください。